

蓮田市政策研究会議設置要綱

平成26年5月26日市長決裁

(設置)

第1条 地方分権の進展及び社会情勢の急激な変化にあたり、的確に対応した政策及び施策を広く調査研究し、その具体化を図ることを目的として、蓮田市政策研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の政策課題に対応するための調査研究に関すること。
- (2) 市の政策課題に対する提言に関すること。
- (3) 実践的な政策形成能力の向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 研究会議は、代表、幹事、リーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 代表は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 幹事は、総合政策部調整幹をもって充てる。
- 4 メンバーは、課題ごとに期限を定め、職員のうちから募集又は指名により市長が任命する。
- 5 リーダーは、メンバーの互選によりこれを定める。
- 6 研究会議に、必要に応じ、政策アドバイザーを置くことができる。
- 7 政策アドバイザーは、調査研究等に必要な指導及び助言を行い、研究会議を支援するものとする。

(会議)

第4条 研究会議の会議は、代表が招集する。

- 2 研究会議は、調査研究等について必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(職務)

第5条 代表は、調査研究等を統括するとともに、研究会議を指揮監督する。

2 幹事は、代表の命を受け、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理するとともに、研究会議の事務を統括する。

3 リーダーは、代表及び幹事の指定する課題について調査研究等を行うとともに、その管理を行う。

4 メンバーは、代表及び幹事の指定する課題について、調査研究等を行う。

(職務従事の形態)

第5条 代表、幹事、リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度、研究会議の事務に従事するものとする。

(情報の提供)

第6条 研究会議の研究成果は、公表するものとする。

(庶務)

第7条 研究会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、代表が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。